

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、図面、入札説明書及び入札説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とするサービスの提供に係る契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。
- 3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款及び仕様書等における機関の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(一括再委託等の承認)

第3条 乙は、業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。ただし、甲が、仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 2 甲は、乙に対して、業務を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(サービスの提供)

第4条 乙は、甲に本サービスを仕様書等に記載しているライセンスの数を提供するものとする。また、ライセンスの変更が必要な場合は、乙と甲で提供数を協議のうえ決定する。

(サービスの内容)

第5条 本サービスは、乙又は第3条第1項の規定により甲の承認を受けた第三者が管理、運営するウェブサイト上にて明示されるクラウドサービス及びその附帯サービスである。

- 2 乙又は第3条第1項の規定により甲の承認を受けた第三者が本サービスの内容を変更する場合、乙は甲に対してサービス変更前に文書又は電子メールで通知するものとする。

(代金の支払)

第6条 甲は、本サービスの提供を受け、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

- 2 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、甲は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(契約内容の変更)

第7条 甲又は乙は、この契約締結後、天災、市場価格の著しい変動等により、本契約に定める内容が不適当となった場合、その他必要があるときは甲と乙とが協議のうえ、契約内容を変更することができる。

(甲の催告による解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて債務の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、サービスの提供が開始されないとき。
- (2) 債務の履行を放棄し、又は正当な理由がなくこれを中止したとき。
- (3) 債務の履行に際し、乙又はその使用人等が甲の指示に従わず、若しくは職務の執行を妨げ、又はその他不正な行為をしたとき。
- (4) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除)

第8条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 本サービスの提供を行うことができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に債務の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 第11条又は第11条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 乙について破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、事業執行が困難と見込まれるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、乙が債務の履行をせず、契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(談合その他不正行為による解除)

第8条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(5) 排除措置命令等により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（暴力団排除措置による解除）

第8条の4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 乙の役員等（各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第8号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

(6) 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（不当要求による解除）

第8条の5 甲は、乙が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、市が発注する本サービスの受注者として不適切であると認められる行為（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第9条 第8条各号又は第8条の2各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、

甲は、これらの条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第 10 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の催告による解除)

第 11 条 乙は甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその債務の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除)

第 11 条の 2 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により本物件を提供することが不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 12 条 第 11 条又は第 11 条の 2 に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときには、乙は、これらの条の規定による解除をすることができない。

(談合等に係る違約金)

第 13 条 乙は、この契約に関して、第 8 条の 3 各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第 8 条の 3 第 1 号から第 5 号までに掲げるもののうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、甲は、その超過分につき賠償を請求することができる。

(甲の損害賠償請求等)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 利用期間中に本サービスの提供の一部が履行されないとき。

(2) 第 8 条、第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 8 条の 4 又は第 8 条の 5 の規定により、本サービスの利用開始後に、この契約が解除されたとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の 10 分 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 8 条、第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 8 条の 4 又は第 8 条の 5 の規定により、本サービスの利用開始前にこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務が履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約の解除をした場合は、前項第 2 号に該当するとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について会社更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について民事再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号の場合においては、甲は、契約金額から一部完了払（乙からの請求に基づき、業務の完了前に業務の履行を完了した部分について、甲による検査を経て、当該完了部分に相当する金額を支払うことをいう。）に係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定した率（以下「政府契約における利率」という。）を乗じて計算した額を請求することができる。

（乙の損害賠償請求等）

第 15 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第 11 条又は第 11 条の 2 の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 6 条の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約における利率を乗じて計算した額を甲に請求することができる。

（不当介入への対応）

第 16 条 乙は、この契約の履行に当たって暴力団若しくは暴力団員又から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。

2 乙は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

（乙への措置）

第 17 条 甲は、乙が関係法令、条例等を遵守していないと認められる場合その他この契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、乙に対し必要な措置をとることができる。

（契約不適合責任）

第 18 条 甲は、提供されたサービスに関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）であるときは、乙に対し、その不適合の修補等による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。

3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目

的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第19条 甲は、提供されたサービスに関し、契約不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

2 前項の請求等は、乙に対して、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 業務又は引き渡された成果物の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、甲は請求等を行うことができない。ただし、乙が甲の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲と乙とが協議の上これを定めるものとする。